

賃貸借契約書(案)

安芸高田市(以下「甲」という。)と、●●●●●●●●●●(以下「乙」という。)は、マルチ周波数体組成計(以下「物件」という。)の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

(賃貸借物件)

第1条 乙は、下記の物件を甲に賃貸し、甲はこれを賃借する。

賃貸借物件の明細

機種等	マルチ周波数体組成計 (TANITA 社製 MC-780A-CC) 一式 ※付属品、納期は仕様書のとおり
数量	1 台
設置場所	安芸高田市福祉保健部健康長寿課

(賃貸借期間)

第2条 物件の賃貸借期間は、契約締結の日の翌日から 2030 年●●月●●日までとする。(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)

(賃貸借料)

第3条 甲は履行期間中、月額●●円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額●●円)の賃貸借料を、乙に支払うものとする。

(賃貸借料の支払)

第4条 乙は、前条に定める賃貸借料を毎月月末までに、甲に請求するものとする。

2 甲は、乙からの適法な請求書を受領した日から 30 日以内に、振込みの方法で、賃貸借料を乙に支払うものとする。

3 振込みにかかる手数料については、甲の負担とする。

(消費税)

第5条 この委託期間中に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)等の改正等によって消費税率に変動が生じた場合は、特段の変更手続きを行うことなく、相当額を加減したものを業務委託料とする。

(物件の引渡し及び瑕疵)

第6条 物件の引渡し場所は、広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地とし、甲は検査後直ちに、物件の引渡しを受けるものとする。

2 物件に隠れた瑕疵があったときは、甲は直ちに乙に対し書面で通知することとし、甲がこれを怠ったときは、物件が完全な状態で引き渡されたものとする。

(所有権の表示)

第7条 物件の所有権は、契約期間中を通じて乙に属し、乙は、物件に乙の所有物である旨を表示することができるものとする。

(物件の使用、保管)

第8条 甲は、物件をその用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

2 甲は、物件自体、又はその使用若しくは保管によって第三者に人的、物的損害を与えた場合は、これに伴う損害賠償責任及び費用を負担し、乙に負担をかけないものとする。

(譲渡の禁止)

第9条 甲は、この契約に関する物件及び権利を、他に譲渡、又は委託するなど、物件に対する乙の所有権を害する行為を一切しないものとする。

(物件の現状変更及び付属品)

第10条 甲は、物件を第1条記載の設置場所から移転するときは、事前に書面をもって、乙の承認を得るものとする。

2 物件の一部を除去し、又は取り替えたり、若しくは改造したり、他の機械器具等を取り付ける場合は、事前に書面をもって、乙の承認を得るものとする。

(物件に対する損害保険の付保)

第11条 乙は、物件に対し履行期間中継続して、乙を被保険契約者とする動産総合保険契約を締結する。

(物件の滅失)

第12条 物件が、盗難又は滅失若しくは修理不能となったときは、乙は催告を要しないでその物件についてリース契約を終了できるものとする。天変地異等不可抗力による場合も同様とする。

2 乙は、前項により損害を被った場合、甲に対し損害額を請求することができるものとする。

(契約の解除)

第 13 条 甲又は乙が、本契約に定める義務に違反した場合及び次の各号に掲げる場合は、甲又は乙は本契約を解除することができるものとする。

乙が次のいずれかに該当するとき。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
 - (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
 - (6) 乙が、納入期限日までに第6条の物件の引渡し納入を完了しないとき、又は完了する見込みがないと認めるとき。
- 2 甲又は乙が、この契約を解除しようとするときは、書面により、契約を解除しようとする日の1か月前までに相手方に通知するものとする。

(期間満了時の処理)

第 14 条 契約期間満了後、乙は甲に対し物件を無償にて譲渡するものとする。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、甲の故意又は重大な過失による物件の損害については、その損害額を甲に請求することができるものとする。

- 2 保険事故が発生したとき、事故が保険補填の対象となり乙が動産保険で補填された損害額については、乙は甲に請求しないものとする。
- 3 甲は、第 13 条第 1 項の定めによる契約の解除に伴い、被害を被ったときは、乙に対して損害賠償を請求することができる。

(特約事項)

第 16 条 本契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定により翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することができるものとする。

(その他)

第 17 条 甲、乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行するものとする。また、この契約に定めのない事項については、甲及び乙協議の上決定するものとする。

上記契約の締結を証するため本契約書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2025 年●●月●●日

(甲) 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地
安芸高田市長 藤本 悦志

(乙) 広島県●●市●●町●●●●●●番地
●●●●●●●●●●
代表取締役 ●● ●●